

各県立高等学校長 殿  
県立東桜学館中学校長 殿

教 育 長

## 学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

県内各地で新型コロナウイルスの感染が確認され、新規感染者が急増していること等を踏まえ、令和2年12月11日に開催された「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議」において、「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕」がレベル4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）に引き上げられたところです。併せて、全県的に令和2年12月20日までの間、短期集中で感染防止対策を徹底していくこととされました。

学校については、家庭内感染等により学校関係者の感染が確認されているものの、校内における感染の拡大は見られず、各学校の感染防止対策が功を奏しているものと認識しているところですが、県全体の感染拡大状況に鑑み、県民が一丸となって感染防止対策に取り組む必要があります。「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法については、令和2年6月26日付け高教第298号、同年7月8日付け高教第333号、同年8月4日付け高教第401号及び同年12月10日付け高教第733号にて通知しているところですが、学校においても下記のとおり対応願います。

### 記

#### 1 基本的な感染防止対策について

マスクの着用、身体的距離の確保（1メートル目安）、こまめな手洗いや手指消毒、適切な換気、3密回避について、改めて徹底すること。

昼食をとる場での感染が疑われる事例も生じていることを踏まえ、食事後の歓談時には必ずマスクを着用することも徹底すること。

#### 2 健康観察の徹底について

保護者の協力を得ながら、登校前の症状の有無の確認や体温測定等の徹底を図るとともに、発熱（37.5℃以上）や風邪症状のある生徒は、登校を控えるよう促すこと。

また、同居の家族の健康状態も確認し、同居の家族に発熱、咳等の風邪症状が見られる場合は、児童生徒の登校を控えるよう促すこと。

#### 3 「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」について

- 実施にあたっては、生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなど対策を講じること。

- 体育科については、対人競技（柔道、剣道、相撲等）やチームスポーツは、人が密集したり接触したりする機会をつくらず、個人の技能を高める練習にするなど内容を工夫すること（部活動においても同じ）。
- 音楽科については、全国的に合唱活動に関係した集団感染が複数確認されていることから合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める練習にするなど内容を工夫すること（部活動においても同じ）。

#### 4 県内・県外との交流及び宿泊を伴う活動等について

- 原則、実施しないこと。
- 大会やコンクール等に参加する場合は、学校として主催団体とともに責任をもって感染拡大を防止するための対策を講じること。
- 入学試験や就職試験等を受験する場合など、やむを得ず移動する場合には移動先でも「新・生活様式」の実践の徹底について指導すること。

〈担当〉

教職員課	課長補佐（高校管理担当）
長岡	靖之（TEL 023-630-2860）
高校教育課	課長補佐（教育担当）
地主	佳子（TEL 023-630-3106）
スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当）
石田	充（TEL 023-630-2562）
	課長補佐（保健・食育担当）
渡邊	隆（TEL 023-630-2892）